

第6章 交通バリアフリーの実現に向けて

1. 交通バリアフリーの実現に向けた推進体制の確立

(1) 交通事業者、関係行政機関、障害者団体、NPO等の連携・協力

この基本構想では、重点整備地区に設定した市内5駅3地区の交通バリアフリー化に関する事項を定めています。平成17年度以降、基本構想の内容に基づいて、各事業者がそれぞれ特定事業計画を作成し、バリアフリー化事業を実施していくこととなります。事業の実施にあたっては、公共交通事業者、関係行政機関、障害者団体、NPO等が緊密に連携し協力しながら、総合的な対応を行っていきます。

また、重点整備地区以外の駅・道路においても、基本構想の基本理念に基づいて、バリアフリー化を進めていきます。

(2) 市民参画・関係者連携による取り組みの継続

この基本構想の策定にあたっては、障害者団体、NPO、交通事業者など市民や関係者が参加した委員会、検討部会の運営により、現地点検調査や計画案づくりに取り組むことができました。

今後、枚方市において交通バリアフリー化を着実に進めていくためには、上記(1)の交通事業者、関係行政機関、障害者団体、NPO等の連携・協力に加えて、市民や関係者の参画・連携による取り組みが必要です。枚方市では引き続き、基本構想策定委員会、交通バリアフリー検討部会等の体制を維持し、特定事業計画の作成そして事業実施に至る計画から整備までのプロセスにおいて市民・関係者の参画と協働を進め、進行管理を図っていきたいと考えています。

(3) 市民の責務の明確化

基本構想の内容の実現に向けては、バリアフリーに対する市民の理解と協力が必要です。市民は高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した円滑な移動を確保するための協力を努めなければなりません。(交通バリアフリー法第20条第5号)

移動の障害となっている違法駐車、放置自転車の禁止、自転車の通行マナー向上等については、市民の協力が必要であり、枚方市では市民の責務を明確にするために、広報活動、啓発活動、教育活動等を進めていきます。

2. 心のバリアフリーの推進

交通バリアフリーの推進にあたっては、旅客施設や道路等のハード面の整備とあわせて、市民のバリアフリーに対する意識の向上や介助といったソフト面の取り組みが必要です。

また、家庭をはじめ学校、地域における人権教育等を通して助け合いの心やボランティア意識の醸成など、心のバリアフリーを推進することが重要です。

心のバリアフリーの推進施策としては、意識啓発と人材育成活動が考えられます。枚方市では、関係行政機関をはじめ、交通事業者、障害者団体、NPO等との連携・協力を図りながら、次のような取り組みを継続的に行うものとします。

(1) 意識啓発

1) バリアフリーに対する意識の向上、介助等に関する理解を深めるための啓発 (例) 市広報紙、ホームページでのPR FM放送でのPR 交通機関、公共施設等でのPR など
2) 不法駐輪・駐車、商品・看板はみ出しの規制のための啓発 (例) 市民に対するPR 商店街との協力による放置自転車の規制 など
3) 参加・経験を通じたバリアフリーに関する学習機会等の提供 (例) 駅等での介助研修及び介助体験イベントの開催 家庭での人権教育、福祉教育 教育機関等におけるボランティア学習への取り組み 児童用の副読本の発行 など
4) 交通バリアフリー関連情報の発信による啓発 (例) 交通バリアフリーの現状等に関する情報発信 など

(2) 人材育成

1) ボランティア()の育成等 (例) 幅広い年齢層を対象としたボランティアの育成 など ここでは、困っている障害者等に声をかけて簡単な手助けを行うことができる人などを意味します。
2) 各交通事業者における教育・訓練の充実 (例) 接客サービス向上を目指した社員教育・訓練の実施 など

3 . 交通バリアフリーの更なる拡充と展開に向けて

(1) まちづくりとの一体的推進

この基本構想は交通バリアフリー法に則り、市域全域における交通バリアフリー化の基本理念と基本的な方針および、重点整備地区における駅や道路等のバリアフリー化の整備方針と整備項目等を定めたものです。しかしながら、交通バリアフリーの枠組みだけでは解消できない都市問題や技術的な課題も残されており、都市の面的な開発や長期的な社会基盤整備あるいは広域な範囲でのTDM施策や交通規制など、まちづくりの視点からの取り組みに委ねられる部分も少なくありません。

枚方市では、都市計画マスタープラン等の上位計画や各地区でのまちづくりと連携を図りながら、一体となって更なる交通バリアフリー化の拡充を進めていきます。

(2) その他の駅及びその周辺地区における交通バリアフリー基本構想の策定

今回の基本構想は、市内5駅3地区の交通バリアフリー化に関する事項を定めましたが、その他の駅及びその周辺地区における基本構想についても順次、策定を進めるものとし、市内12駅全ての駅とその周辺地区でバリアフリー化を図ることを長期目標とします。

(3) 交通バリアフリーとSTサービス*の連携による交通システムの構築

交通バリアフリーにおいては、公共交通機関をはじめ、駅前広場や道路等の公共交通施設のバリアフリー化を進めることが主眼に置かれています。一方、枚方市では、高齢者・障害者など外出の困難な人を対象にドア・ツー・ドアの個別移送・移動を行うSTサービスの取り組みが行われています。

誰もが自立して外出・社会参加できるまちの実現のためには、これらの公共交通施設のバリアフリー化とSTサービスが相互に連携することが効果的であると考えられます。特に、枚方市は『構造改革特区』である『福祉移送サービス特区』に認定されており、それらの政策との連携によるきめの細かい交通システムの構築に向けた展開を図っていくことが望まれます。

* STサービスの“ST”とは、スペシャル・トランスポートの略で、『高齢者・障害者など外出の困難な人を対象に、通院、買い物、観光など日常生活の移動手段として、リフト付車両などによる目的地までの介助も含めたドア・ツー・ドアの個別移送・移動を行うサービス』を指す。

STサービスについては、交通バリアフリー法の附帯決議において、STサービスの導入に努めることが明示されている。

また特に枚方市は、政府が地域を限定して規制を緩和する『構造改革特区』である『福祉移送サービス特区』に認定されており、市内の高齢者や障害者を対象に、NPO法人や社会福祉法人が有償での移送サービスを行っている。また、一般車両(セダン型)での移送サービスについても研究・検証を進めている。